

# 令和7年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助の目的及び補助対象者)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進及び介護サービスの質の向上を図るため、次に掲げる介護事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）を有する法人が県内に所在する介護事業所等に介護ロボット及びICT機器等の介護テクノロジーを導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

## (補助の要件)

第3条 補助事業を行うに当たっては、次に掲げる要件を全て満たすことを要件とする。

- (1) 補助事業により業務の改善・効率化等が進められることで職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知するとともに、第5号から第7号までに掲げる業務改善計画を作成し報告すること。
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（同機構が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度をいう。次号において同じ。）の「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを宣言すること。この場合において、事業所単位で単一の法人番号を有していないときは、法人単位又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むとともに、個人情報保護の観点から十分なセキュリティ対策を講じることとし、当該セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（「SECURITY ACTION」における「一つ星」又は「二つ星」）を講じていることを宣言すること。
- (4) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行うことができるようとするため、次のア又はイに掲げる支援を受けること。
  - ア コンサルティング会社等による業務改善支援  
生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、補助事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。
  - イ 介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援  
こうち介護生産性向上総合支援センター又は厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。
- (5) 厚生労働省が発行する次に掲げる資料を参考に業務改善に取り組み、別記第1号様式別

紙3により業務改善計画を作成すること。

- ア 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
- イ 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ウ 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- エ 介護ロボットのパッケージ導入モデル
- オ 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(6) 前号の業務改善計画を、具体的な計画内容や提出方法、報告期限等県の指示するところにより、知事に提出すること。

なお、業務改善計画の作成や取組の実施に当たっては、原則、こうち介護生産性向上総合支援センターに相談すること。

(7) 補助を受けた翌年度から3年の間、当該補助を受けた介護事業所等において第5号で定めた業務改善計画に対する効果を、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等県の指示するところにより知事に報告すること。

(8) 科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(9) 県、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（補助を受けた介護事業所等に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

(10) 別表第1に掲げるサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

(11) 別表第2に掲げるサービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

#### (補助事業等)

第4条 補助事業の対象は、次に掲げる取組とし、補助対象経費、補助率及び基準額は別表第3から別表第5までに定めるとおりとする。

- (1) 介護テクノロジー等の導入
- (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、それぞれ別表第3から別表第5までにそれぞれ定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額と基準額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、1介護事業所等当たりの上限額を1,000万円とし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (補助の対象外)

第6条 次に掲げる事項に該当する経費は、補助の対象としない。

- (1) 交付決定前に購入、契約を締結したもの
- (2) 経済産業省が実施している「IT導入補助金」等他の補助金等の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- (3) 商品として販売し、又は賃貸する目的で購入したもの
- (4) 資本的及び経済的関連性がある事業主間等の取引によるもの
- (5) 機器の購入等の際のメーカー又は販売店等による当該機器等の操作説明に係る費用

- (6) 保険料、インターネット回線使用料等の維持管理に係る経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業として適当であると認められないもの

(その他の補助要件等)

第7条 補助の要件、補助事業、補助金の額及び補助の対象外については、第3条から前条までに定めるもののほか、別表第6に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第7に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき又は補助事業の実施が不適当であるとき。
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第7に掲げるいずれかに該当するとき。

(補助の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を1通提出して、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - ア 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
  - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
  - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
  - エ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。

- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第7に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (8) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（実績報告等）

第14条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月13日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等があることが確定した場合には、その金額を県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第15条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第10条、第11条第5号及び第6号、第13条、第14条第3項、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。